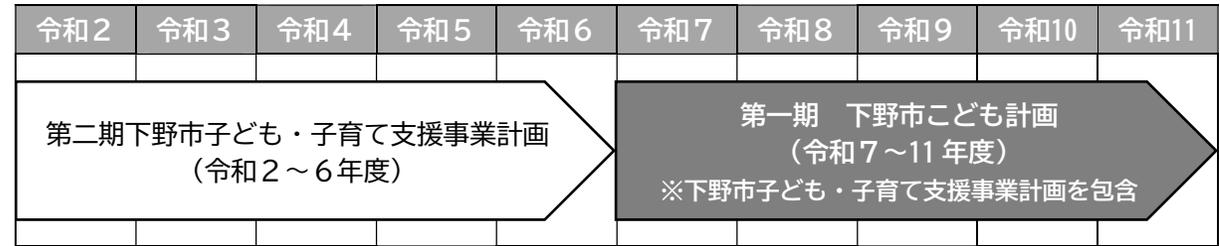


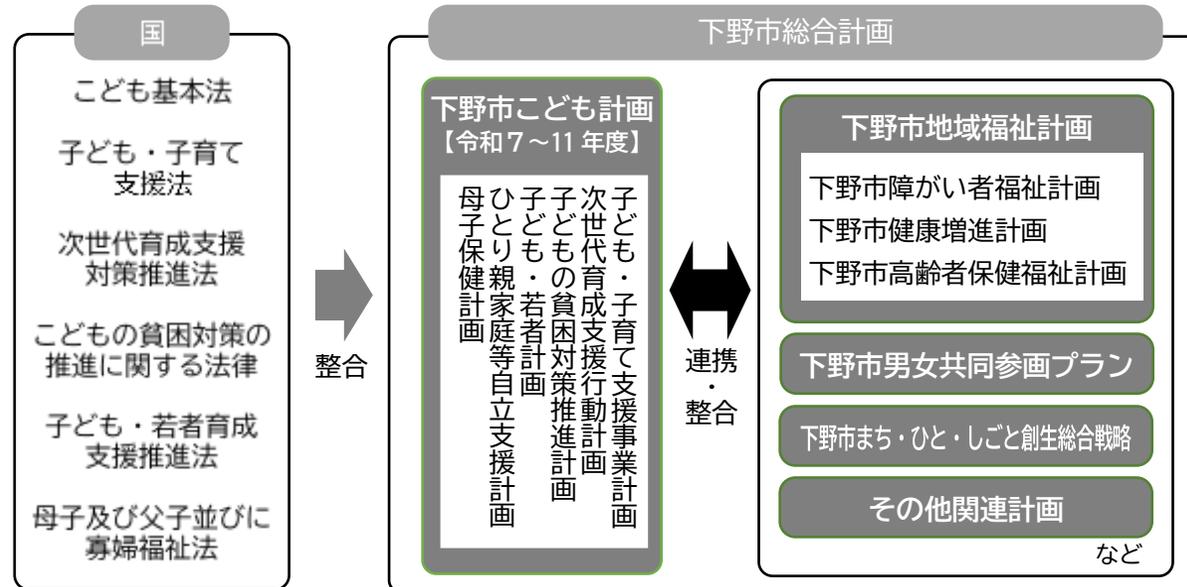
1 策定の経緯

- ◆こども基本法において、市町村はこども大綱（※）を勘案し、こども施策についての計画を定めることが努力義務化
※国が令和5年12月に閣議決定した、こども施策を総合的に推進するためのこども施策に関する大綱
- ◆第二期下野市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度をもって終了するため、新たな計画の策定が必要

こども計画と次期支援プランを一体とした
第一期下野市こども計画（仮称）を策定



2 計画の位置づけ



1 計画の対象

「こども」

こども大綱では、こどもは、概ね30歳未満とされている。

（「施策によってはポスト青年期の者も対象とする。」との表記あり。）

「若者」

子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期について、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者とされている。

2 「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされている。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとする。

また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行う。

- ①法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ②固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

1 小学生アンケートの実施

令和6年8月に児童館及び学童保育室を利用された小学5・6年生を対象に生活実態、悩み・不安、こどもが求めていること等を把握し、今後のこども・若者施策の検討に資することを目的にアンケートを実施し、120人が回答
第2章にニーズ調査結果とともに概要を掲載予定

2 庁内ワーキンググループ、庁内検討委員会の実施

令和6年8・9月に庁内ワーキンググループとして、各課で所管しているこども・若者に関する事業の照会を実施
その結果をもとに、庁内検討委員会において意見聴取

3 第2回子ども・子育て会議

これまでの検討をもとに事務局において次期計画の骨子案と計画の中心となる第3章の案を作成
子ども・子育て委員の皆様にご説明・ご意見聴取